

ID: 1921

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	災害等防止措置命令		
法令名 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第39条		
法令番号	平成30年法律第49号		
【根拠条文】 (災害等防止措置命令) 第39条 市町村長は、前条第1項の勧告に係る確知所有者が正当な理由がなく、当該勧告に係る災害等防止措置を講じないときは、当該確知所有者に対し、相当の期限を定めて、当該災害等防止措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該確知所有者が当該災害等防止措置の実施に必要な共有持分を有しない者である場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日